



## 羅針盤

司法改革  
総合センター  
ニュース

# 私選弁護士紹介制度

平成18年10月2日より、法テラスが業務を開始するとともに、新しい国選弁護士制度が始まった。そこで、今回の羅針盤は、被疑者国選制度へのルートの1つである「私選弁護士紹介制度」を概観する。なお、被疑者国選制度の導入に伴う平成16年改正を再確認するためにも、刑訴法30条ないし38条の4の一読をお薦めする。

## ● 弁護士選任申出とは何か？

～当番弁護士制度との関係～

### <私選弁護士紹介制度>

弁護士を選任しようとする被告人・被疑者は、弁護士会に対し、弁護士の選任を申し出ることができる（刑訴法第31条の2第1項）。この申出を受けた弁護士会は、速やかに、所属する弁護士の中から弁護士となろうとする者を紹介しなければならない（同第2項）、弁護士となろうとする者がいないときには、申出人に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない（不在通知、同第3項前段）。紹介された弁護士が被告人又は被疑者による弁護士選任の申込みを拒んだときも、同様である（不受任通知、同後段）。

今般、弁護士会の悲願であった被疑者国選制度が実現した。もっとも、被告人国選（憲法第37条3項後段）同様、あくまでも私選被疑者弁護が原則であった、被疑者国選は補充的なものにすぎない。

したがって、私選弁護士紹介制度の趣旨は、被疑者・被告人に対しかかる私選弁護士選任の機会を保障する点にある。

なお、申出ができるのは被疑者・被告人本人のみで、その家族等は除かれている反面、被疑者・被告人であれば在宅か勾留中かを問わない。

当番弁護士制度は、かかる被疑者・被告人による私選弁護士選任申出に対応する弁護士紹介システムとして位置づけられることになった。すなわち、当番弁護士は、私選弁護士紹介制度によって弁護士会が紹介する弁護士（「弁護士となろうとする者」、刑訴法31条の2）としての役割を担うのである。

では、当番弁護士は何をすればよいのか。以下、被疑者段階、一審段階、控訴審段階、上告審段階の順に検討する。

## ● 被疑者段階での接見

～私選弁護士選任申出書と不受任通知の用紙は一体化～

(1) 当番弁護の待機日に、三弁護士会刑事弁護センター（以下「三会センター」という）から、担当者の事務所に、私選弁護士選任申出書がFAXされる。

この私選弁護士選任申出書には、被疑者の人定事項、逮捕・勾留日、罪名等が記載されており、当番弁護士は事件の概要を知ることができる。また、私選弁護士選任申出書の下部が不受任通知の書式にもなっており、当番弁護士による記載が予定されている。当番弁護士は、出動する前にこの私選弁護士選任申出書（兼不受任通知）のコピーをとり、2部持参して接見する（理由は後述する）。

(2) 可能な限り速やかに接見することが望ましいことは、従前どおりである。

(3) 接見した被疑者に対し、まず、自分が弁護士会から私選「弁護士となろうとする者」として紹介された弁護士であることを説明した上で、法的助言などを行なう。

(4) 自分が私選弁護士として受任できない場合、その場で不受任通知を作成して被疑者に交付する（当番弁護士の新たな仕事①）。その場で私選の受任を確定できない場合（第三者の不確かな資力をあてにして私選選任を希望する場合等）にも、原則として一旦、不受任通知を作成して被疑者に交付し、私選受任と被疑者国選の両方の余地を残しておく。

具体的な作業としては、私選弁護士選任申出書（兼不受任通知）の1部の下部に所定事項を記載して不受任通知として被疑者に交付し、他の1部に同様の記載をした上で持ち帰って三会センターにFAX等で報告する。

(5) 私選としては受任できないが、被疑者国選対象事件である場合、国選弁護への道筋を被疑者に丁寧に説明する。被疑者国選として受任する場合には、法テラスに対し被疑者国選の担当を希望する旨の上申書を提出すれば、当該弁護士が被疑者国選弁護人に指名通知される。

他方、被疑者国選対象事件以外であれば、(財)法律扶助協会の刑事被疑者弁護援助制度を利用して受任することができること、および、起訴後には当該事件の国選弁護人に選任されうことは、従前どおりである（ただし、(財)法律扶助協会は来年3月末をもって解散の予定である）。

(6) 通訳人費用は支給されるが、記録謄写費用・旅費が支給されない（一審以降の段階でも同じである）。

(7) 以上は、被疑者本人から私選申出があった場合である。これに対し、本人以外（家族等）から当番弁護の出動の要請があった場合、接見の際に、被疑者に私選弁護士紹介制度と国選弁護士制度の関係を説明して、弁護士選任申出書を作成させる必要がある。その際、警察署においてコピー2部の交付を受けることができ、不受任の場合には、弁護士選任申出書の書式を利用して不受任通知を作成交付する。（当番弁護士の新たな仕事②）。

私選弁護士選任申出書は1部作成が通常であるから、不受任通知のために私選弁護士選任申出書

が2部必要な場合には、留置係等にコピーの協力を要請する。

## ●一審被告人段階での接見

被告人についても、出動要請がある。従来は、原則として被疑者に対する出動に限られていたが、今後は、公判段階（一審、控訴審、上告審）においても出動する場合があることに留意されたい。

## ●控訴審段階での接見

遠隔地に勾留されている被告人に対する出動要請があった場合の対応が問題となる。

被告人に対して、まず手紙で連絡する。手紙で、①自己が私選弁護士候補として推薦されたこと、②自己の氏名及び連絡先、および③移送後に接見することを、速やかに通知する必要がある。

また、第一審裁判所に対し、被告人を移送する必要性を通知する。その後、第一審裁判所から、被告人の移送完了と記録送付の通知があるので、原則として、上記通知を受けてから5日以内に接見をする。

## ●上告審段階での接見

この場合も、遠隔地に勾留されている被告人に対する出動要請があった場合の対応が問題となる。

この場合には、被告人の移送は、予定されていない。したがって、被告人の意思確認は、接見のほか、書簡または被告人の家族を通じて行なう。これが困難な場合、直ちに三会センターに連絡する（FAX可）。この連絡を受けた三会センターが被告人に対し直ちに不受任通知を行なう。

■三弁護士会刑事弁護センター

TEL.03-3580-0082

（司法改革総合センター事務局次長 白井一廣）